

1. はじめに

「1897年（明治30年）の帝国教育会議で、貴族院は、小學校読本及び修身教科書は、国民教育の盛衰のみならず、国家の運命にも大きな影響をおよぼすとし、政府が国家事業として完全で安価な教科書を編纂すべきであると建議した。加えて衆議院も、（明治32年）

5 の教育会議で、「小学教育の國家ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ敢テ論フ俟タズ故ニ現行小學校用教科書ハ國費ヲ以テ編纂セラルベシコトヲ望ム」と建議し、小學校教科書の國定化を要望している。

「このような背景のもとで、1902年（明治35年）の「教科書疑獄事件」を機に、その翌年の「小學校令」改正により、算術、^{（文部省による）}理科は1910年國定化）。1886年（明治19年）の教科書検定制度が施行されて以降、教科書の内容にまじえられた厳しい検定が実施されてきたにもかかわらず、國定化が進行したのは、政府による教科書のより徹底した統一管理こそが、国民を以て政府の方針に従順たらしめる最善の方法であることと政府が理解していたことに外ならない。畢竟、わが国において、明治初年から現在に至るまで、政府の方針に強くしぼられることの多い教科書が発行された時代は、明治10年以前と戦後10数年のごく短かい時期に過ぎない。

「1881年（明治14年）、文部省は、「育王復國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉を増進スル」ことを目的とし、それにあずかる教員の「國家ノ隆盛ニ係ル其任タル重且大」との「小學校教員心得」を通達する。²⁾明治初年の個人のためとされていた教育目的を國家のためと置き換え、その目的に無批判な教員の育成をめざしたのも、国民教育の

統一化政策を補完するためのものと見なすことが出来る。

「このような状況のもとでこそ、戦前のおそろしきほどの国民思想統制が可能だったのだ

ある。教科書がこの中で果たした役割の中で、修身、日本歴史、地理、国語の各教科書に反映

された「万世一系の天皇史観」にもとづく国家主義的側面については、少しの分析がなされ

5 ているのでここでは触れない。この小論では、①政府の農業政策がどのような形で教科書に

具体化されているのか、そして、②理科教育の流儀の中で、理科教科書が国民の合理的思

惟の発達にいかに関与したかに焦点をあてて論を進めることにする。

II. 教科書改正および廃業をめぐり歴史を辿る

本論に入る前に、まず、論議を進める上では必要とされる範囲で、明治初頭から現在にいたるまでの教科書改正および廃業をめぐり政治・社会・経済状況の特質を簡単に触れておこう。
(既書を参考に) 1) 2) 3) 4) 5) 6)

表-1は、その要旨を記したものである。

1. 教科書の改正をめぐって

○「合理的精神」を重視した「学制」

1872.(明治5)年に頒布された「学制」は、全国に8大学、256中学校、5万4000の小学校(

小学校下等4年、上等4年)を施設するとの計画をもち、急速な社会の近代化をめざすもの

であった。「学制」頒布と同時に出された太政官布告は、学校設立の目的を「人々自う其身立

て其産ヲ治メ其業ヲ^{こかん}興ニシテ以テ其生ヲ^む養ルコトニ在リ」と、教育が個人のため、万民のためのもの

であることをうたっていた。「学制」下の教科書行政も、自由発行・自由採択制であり、文部省

みずから教科書を編集・^{さん}纂・^{さん}纂しては、民間教科書を抑圧・統制する姿勢をみせた

ことがなかった。文部省は「学制」頒布1ヶ月後に「小学教則」を定め、教科書として適当な

ものを標準教科書として暫定的に送定している。例えば、「読本読方」とは「学制の要旨」・「

訓蒙窮理図解」(ともに福沢諭吉著)などがあげられており、その1年後に追加された

ものとしては、「小学読本」(柳家芳野編集 文部省出版)、「物理訓蒙」(文部省出版)などがある。こ

のような状況を反映して、「事実主義」の編集方針が採用され、「天皇」に對しても特別な政治

的・教育的配慮がなされていた。文部省発行の『日本略史』でも、天皇に對して敬語を用い

ておらず、さらに文部省『国史』においては、武烈天皇の暴ぎやんな行為について、日本書

日本書記の素戔のまゝ、それを粉飾するこゝろに記述がなされてゐる。言うなれば、この当時の古代史は、天皇家との親子、夫婦、兄弟の教し合ひの歴史をまかゝるこゝろに記述してゐるのである。また、自然科学にツいてみれば、板倉が指摘してゐるやうに、^り「洋制」は、封建思想にかわつて、合理的思想を育てるこゝろの科学教育制度を差込こせたのである。

○ 自由教育令の公布

5 「ただ、「洋制」は、「洋制賦課金」や授業料など、教育にこゝろする費用をすべて国民負担にしたため、国民の強い反感をひきおこし、⁽¹⁸⁷³⁾「徴兵令」や地租への抵抗と結びついて、各地で官費支出や私塾・寺小屋などの新設を求める一機や学校うちこわしがおこり、強制的な就学を促していかかわらず、就学率も30%前後に低迷してゐた。米一升十銭の時代に小中学校で児童一人につき12月5銭から最高50銭の授業料をはさめさせたのである。

10 「政府は、このような現状を打開するため、1879(明治12)年「洋制」を廃止し、新たに教育令を公布する。これは、「洋制」の画一的・中央集権的な性格を改め、教育の権利を大幅に地方にゆだね、一定の財政的補助を行うとゝもので、「自由教育令」とも呼ばれてゐる。その第46条に、^{およ}「凡 洋校ニ於テハ生徒ニ体罰(毆テ傷ムルノ類)ヲ加フヘカラス」との規定もありまゐつてゐた。この「教育令」の制定にあつた文部大輔田中不二麿は、アメリカ教育の信憑者で、当時

15 盛んだつた自由民権運動のもり上りを背景に制定にふみ加つたと推定されてゐる。

○ 儒教主義者からの捲き返し

「だが、「洋制」以来の自由な雰囲気は、この年を境として終るこゝろになる。「自由教育令」公布の翌年、明治天皇の侍講(天皇の洋向教師)であつた元田永孚が「天皇の聖旨を奉戴して」まゝとめたとゝいう「教育大旨」を、とこの参謀の伊藤博文や文部省に示す。その主旨は、「最近の教育は西洋の知識・技術を洋ぶこゝろに汲々とし、仁義忠孝が忘れられてゐるこゝろのもの、いわゆる

なお、話が5つに横道にそれるが、図1を見ていただきたい。この図は、明治7年・師範学校編纂・文部省刊行の小冊子のさし絵である。新しい帽子をめぐって、物々大にせよという趣旨の文章に對しては、すべての児童たちが洋服を着、洒落た帽子をかぶっている。明治初期の文明開化への傾斜の強さが感じられる。

No.

5

儒教主義教育の復活をめざすもので、維新後の政府の教育政策の全面否定であった。これ

に対し、伊藤博文は、従来の政府の欧米科学技術の成果を積極的に採取するという方針は

決してその思想・政治でもとり入れるものではないという見解を「教育議^中」に展開する。する

わち、従来の政府の教育政策をよう護する一方、高揚しつつある自由民権運動に對処する方

(自由民権運動に對する弾圧の姿勢を強め、)

5 針を示したのである。その具体化が、1880(明治13)年の「教員生徒の政治活動を全面的に

禁止する「集会条令」の制定であった。^(7,12)その後、儒教主義的道徳から自由民権運動に對決する

民権教化策として登場する。さらに、同年、文部省は、「国安ヲ妨害スル風俗ヲ禁スルカ如キ事項

ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上有害アル書籍ハ採用セサル様」とする通達を發し、福澤諭吉の

「通俗国権論」、加藤弘之の「立憲政体略」など、日本の君主体制を指摘するもの、人民の自由、

10 憲政に對する人民の抵抗権を肯定する記述のあるもの、さらには政府の官吏批判や明治政府

下での農民一揆を示したものと2種類の教科書使用禁止の措置をとる。このような経緯の中

で、文部省は「自由教育令」を改正する。「改正教育令」では、教育の重要事項について文部^省の許

可の必要を規定し、文部省の干渉権・中央主権制が強化される。加えて、「自由教育令」のもとで教科書

配列の未定におかれていた「修身」がこの改正では冒頭におかれる。ついで制定された「小学校教

15 則細則令」には、小学校の課程、その教科内容とその程度までが詳細に規定されており、文部省の

教科書への指導体制が確立される。例えば、修身は学年下では小学校全課程を通じて27時間と

かななかったものが、「細則」では1倍にまで増加する。その内容の基本は、「万世一系天壤無窮の国

体観」にのっとり、尊王愛國の精神を養成することにおかれた。

教科書検定制度の導入

「明治13年以降の政府の教育政策の変化の仕掛けが、はじめて設けられた内閣制度のもと

で就任した森有礼文相による1886(明治19)年の「小學校令」、「中學校令」、「師範學校令」、「帝國大學令」の公布である。小學校教育では儒教主義的な道徳教育と兵式体操の重視、師範學校では教師に忠君愛國主義を徹底させるための公費による全寮制が敷かれる。そして、「小學校令」が13条により、教科書検定制度が実施されることになる。天皇制教育体制の確立である。なおこのとき、新しく「理科」という教科がはじめてもうけられる。後で詳しく触れるが、理科の新設により、わが国での真の科学教育への道が拓かれることになる。天皇を絶対権力者とする儒教主義が教育の中心に据えられたことによるとみてよい。科学教育による合理的精神の育成は、儒教主義とは相いれないものがあるからである。

の「教育勅語」の發布

1889(明治22)年2月11日の紀元節当日、大日本国憲法が天皇により内閣総理大臣黒田清隆に授けられたという形式をとって公布される。しかし、憲法の成立は、従来の超越的な存在であった天皇の地位をいささかもゆるがすものではなかった。天皇は神聖不可侵で日本帝国の主権者であり、緊急勅令、文武官の任免、宣戦・講和条約締結などに天皇大権を有するとともに、陸海軍の統帥権をもつ。また、教育に関する事項も、財政内閣を除いて、すべて勅令によって決定され、議会はこれに関与することができなかった。こうして、1890年10月天皇の名において、「教育ニ関スル勅語」が發布され、その後の学校教育における至高の規範となる。「教育勅語」は、天皇の発意とされたため、そののち50数年にかたつて、いかなる法令をも越える絶対的权威として、教育を支配したのである。同年公布された「小學校令」にもとずいて翌年定められた「小學校教則大綱」には、教育勅語の影響がすでに認められる。修身をはじめとして、歴史、地理

についで、教育勅語にもとづき、皇国思想、愛国の精神、国家に対する責務などの強化を指示して

いる。このような国家主義的教育の強化は、忠君愛国意識を^(の国)国民に浸透させるのを助けた。そして、

1894(明治29)年から1895年にわたる日清戦争は、この浸透を加速させる役割を果たした。

○ 国定教科書制度の確立

5 「政府は、検定制度を通じて、国民思想の統一に一定の成果をあげてきたが、それより効果的に行うため、政府が教科書を自ら作製することを意図するようになる。あたかも、このような時期に

「教科書冠獄事件」が発生する。1902(明治35)年のことである。^{教科書}出版会社が自社の教科書が採用

されるように青森の鹽屋屋に贈わりを行なったのである。政府はこの件を逃さなかった。1903年、

小学校教育を改正し、その中24条において、修身・日本歴史・地理^(の教科書および)国語読本が国定化される。それに

10 続いて、翌年第2次が、そして理科も1911(明治44)年に国定化の道を出る。

「この間、就学年にも変化が見えるようになる。1896(明治29)年に52%であったものが、1905(

明治38)年には86.9%に達する。こうした状況を受けて、政府は1907(明治40)年義務教育年限を

4年から6年に延長する。これに伴い、各教科書に大修正が加えられる。日露戦争などの影響

による国家主義的思想が国民の間に高まったのを背景として、修身や国語読本などに新

15 し、軍事的素材が取り入れられるとともに、従来の「南北朝並立」の記述が、万世一系の皇統にも

とることで改善され、丁未教科書の中は「南朝正統説」が採用されるようになる

○ その後、3度にわたる大修正

「その後の教科書の大規模修正は、1918(大正7)年、1932(昭和7)年、1941(昭和16)年と、3度に

わたって実施される。前2回は、大正デモクラシー、児童の生活と心理を重んずる「新教育運動」な

ど時勢の変化が修正にも影響を与えていた側面もあるが、基本的には国家主義の立場が基に

強められていた。1941年の修正は、その年に公布された「国民学校令」にもとづくもので、教科は国民科(修身・国語・国史・地理)、理数科(算数・理科)、体練科(体操・武道)などに統合された。これらの教科書は、日中戦争を経て太平洋戦争に突入しようとする時期に編集されたもので、当然、軍事的傾向がささげられるとともに、「勝しかりせん勝つまで」⁵という標語に示されるように神がかり的精神主義が強くあらわれている。

○戦後の教育行政

1945(昭和20)年8月の終戦とともに、教育行政も一大転換を強いられる。終戦直後用いられた、いわゆる黒い教科書は、翌年7月31日学校現場から姿を消し、新曲をおりたたんだような折本・分冊の教科書が使われた。1947年3月、「教育基本法」及び「学校教育法」が公布され、教科書の検定制度が決定されるとともに、いわゆる「六・三制」の新学制が実施される。同年3月、文部省は、「学習指導要領」(一般編・試案)を発行する。こうして、同年4月からの新制度で用いられる教科書は、この指導要領に基づいて作製された教科書で、その後2〜3年にわたって使用された後、その席を検定教科書にゆずることになる。

「この学習指導要領で特徴的なことは、「この書は、学習の指導について示すべきが目的であるが、

これまでの教師用のように、一つの動かすことのできる道をきめて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求に応じて生まれた教科課程をどんなふうにして生かして行かかを教師自身が自分で研究してやり手びきとして書かれたものである」と教師の自主性を大きく保障している点がある。しかし、その後、検定制度は教師の自主性を奪う方向に動いていく。まさに、「いつかた道」と呼ぶのにふさわしい方向への傾斜が

ある。すなわち、1948年、文部省は、これまで拘束性の強い大綱的基準を示すに過ぎなかった学

習指導要領を法的拘束力をもつものとして、はじめに官報で告示する。一方、同年に改訂された小
 学指導要領は、神話の必要性を説き、「天皇についての敬愛の念を深めるように指導するよう」
 を求むる。こうして、国家記述や天皇記述などに因る教科書検定はきびしさを増すとともに、
 1982年の中・小の学習指導要領において、「崇拝するものを写し(小・学校)」「人内を超えるもの
 5 に畏敬の念をもつように努める」など、非合理的精神が強調されるようになる。そして、1989年
 告示された「新学習指導要領」においては、「人格の完成を目指す」「社会の形成者」を育てるとい
 う教育基本法の理念を、「社会の変化に主体的に対応できる」人内育成にかき、これを小・中・
 高校の教育目標に掲げるとともに、小・中1,2年生の社会科・理科を廃止して、「科学的認識」より
 も「心情づくり」を重視する「生活科」を新設する。同時に、「国策および国家の指導」が学校教
 育におしつけられ、遂には、2000年、皇国史観にもとづく新しい歴史教科書が検定を通る
 10 事となる。

2. 農業をめぐる社会的・経済的・政治的状況の変遷

2) 1800年代後半 - 維新政权の成立から日清戦争終結直後まで

○地租改正をめぐる

5 「^(明治4) 廃藩置県直後の1871年、政府は、農民等に豪農戸を政府に引きつけるため、田畑の作物を自由に転売してよいことにするとともに、翌年、田畑を自由に売り買いすることをも認める。ついで、当年から翌1873年にかけて、一筆の土地ごとに所有者を確定し、地券を交付する作業が全国的に行われた後、地租改正案をもち、旧貢租額とほぼ同一の租税収入をえることをめざし、地価が決定される（地租は地価の3%）。^(明治5) ~~農民の要求により政府の定收租税額が減少しはじめた~~

10 ~~ことに政府は農民の要求により、政府の定收租税額が減少しはじめた~~ ^(明治12) 地租改正により、自作農の土地所有権が認められた反面、小作農民の税利は無視された。この過程で、政府は、人民の「自主自由」を強調するとともに、土地が人民の私有物、「家産に豊かにする基本」であることを繰り返し農民に説明していき、この一連の動きは、^(明治12) 農民の要求により、政府の定收租税額が減少しはじめたことに対処したものであり、これが作り出すとする国家の安定した徴収体制をめざすものであった。

15 ○松方のデフレ政策

「1881(明治14)年の政変」で大蔵卿になった松方正義は、インフレをおさへ財政を安定させるため、不換紙幣の整理をばかり、デフレーション政策を押し進める。政府は、歳入をいやし歳出をへらすことにより、毎年100万円を紙幣整理・正貨準備にあてることをきめ、その財源として地方税の増大、酒・たばこ・鹽油・菓子などの内増税を大巾にあげる。このデフレーション政策は、幣制を深刻な不況に陥れこむ。物価下落により米は半値に^(下落)、棉花・砂糖などは、外国との不平等条約

による無保護関税の結果、安い輸入物はその席を奪われる。このような不景気のもと、農民は土地を賃に入れ、高利貸や地主・豪農から借金をして税を払わざるをえなかった。茨城県では、このデフレ期の4年間に入債した土地は、全耕地の44%にのぼったという。その結果、広大な土地が地主・高利貸の手に集中され、94%の農民が小作農に転落してゆき、1987年、全国の小作率は40%となった。この転落は、貧農に限られたものではなく、旧農や中小地主の中にも多くみられた。その証拠に、5月〜10月の地租を納めたものの数は、1884〜86年の3年間で7分の1に減少して113。また、この期間に、全国の農家戸数の12%にあたる52万戸が廃業をせざるを得なかった。

○米の需給関係

1878(明治11)年の総人口は3646万人で、1891(明治24)年のそれは4287万⁷⁰。増加率は1.18倍。一方、米の収穫量の増加率は1.31倍であり、明治初年の地力に1.1倍の余裕ができて113。しかし、これは、国民のすべてが、米の飯を十分食して113を意味しない。そのことは、松方デフレ期の『大阪府農事調査』に5つとも明らかである。

図-2
人口-42
増幅
10
✓

「小作人の最下等ニ位スルモノ...其生活ノ有様購ムヘキ者歟ニトス...其住居ノ地キモ畳一枚ニ一人半位ノ割合ニ雑居シ、朝夕兩度ハ粥汁ヲ啜リ午飯ハ米三分麦七分ノ麦飯ヲ喫シ毎ニ汁若クハ漬物ノ一菜ニミテ...夏時ハ藁ヘテ敷テ遣リ冬時ハ一枚ノ蒲団ニ二三人居ス」
なお、米消費量は4倍増大が追いつかず、1897年を転機に、輸出国から輸入国に転ずる。
○農民の生活状況

「地租と地主のとり分をあわせて45%の5割以上地主におこめをけねばならなかった小作農民の生活は、『大阪府農事調査書』にもみられるように、きわめて悲観的なものであった。一方、地主階級は専ら高額の小作料収入を製糸業・紡績業をはじめとして、銀行・鉄道などにも投資し、資本の本格的蓄積を遂げる。とこそ、この紡績・製糸業の労働力の供給源が貧農の始に52であった。15歳から20歳(以下)までの假使たちは、わずかな前借金で身売同様にして工場につれてこられ、1日平均15〜6銭

(この頃米一升 14~15銭)の価格で 12~14 時間労働がされていた。

○ 米農の時代

「明治初年、お雇い外人を中心に、西洋農法の直接的導入がめざされるが、水田作を中心とする小農生産

・集約栽培という日本農業の特徴にはばまれ、その試みは挫折する。政府の勸農政策のもと、それに代りあ

5 われたのが米農技術である。この技術は、日本の農業的特徴を踏まえた上で、伝統農法をたんに継承

あるものではなく、それを改良し、体系化しようとするものであった。この結果、政府の勸農政策とも相

まって、米の収量は徐々にではあるが増加を見せる(図2)。

○ まとめ

「この時期は、地主層が資本の原始的蓄積に大きく寄与しつつ、半封建的地主制の確立へと向って、

10 着実な歩みを続けていた一方、増大する小作農民は悲惨な生活を送っていた時代であった。

2) 1900年代~1920年代

○ 封建的地主制と資本主義の肉の予備の発生

「松方デフレによる土地の地主的集中傾向は、その後をとり、1907(明治40)年の小作率は

44.9%に達する。こうして、1900年前半に半封建的地主制が確立される。天皇制国家は、強国とな

15 った地主階級の要求を入れ、河川改修(治水・利水)、耕地整理など、水田の生産力を強める

ための施策を実施していく。

「高率高額の小作料収入を、農業部外に種別的に投資し、密着関係にあった地主制と資本

主義の肉体は、日露戦争を境に崩れはじめる。米の生産増にもかかわらず、人口の増大、都市への

18 農民の流出による非農業人口の増大(図3)、1人当りの米消費量の増加(図2)などの要因により、

米需要量が生産量を上回り、米の輸入量が増大し続けたためである。こういった状況のもと、

図3

価格の安りと米の南米・輸入を促める必要があるとする資本の論理と、戦後不況のもと、低迷する米価が南米・輸入によりさらに低下することを恐る地主側の論理が対立したのである。結果的には、地主側は米税の引き上げをからとり、地主層の力量を示したが、一方、資本側は地主側と対峙しつつ、工業保護米税の障壁を高め、将来の展望をかり開いた。

5. 独占資本の成立と小作争議の激発

「第一次世界大戦中の好景を通じて、工業生産は大きく増大し、工業生産額が農業生産額を上回る。すなわち、工業生産高は60億円、農業生産額41億円と、その大きさが逆転したのである。こうして、第一次大戦後から1920年代にかけて、資本に対する地主層の位置の相対的低下がはじまったのである。しかし、このことは、半封建的地主制の衰退を直ちに意味するものではなく、第一次大戦後の農地改

革りたてたまでの命脈を維持し続ける。天皇制国家は、小作争議の激発という農村における地主と小作農民との間の矛盾の激化を前にして、日本経済における農業の比重低下とそれにとらざる資本との軋轢だけを理由に、地主をかり捨てることができなかったのである。

一方、地主的土壌所有の衰退と裏腹に、資本の急速積集のもと、各工業分野において、三井、三菱、住友などを中心とする独占資本が成立し、わが国の経済は独占資本主義体制に移行する。資本主義の繁

栄は労働者数の増大をもたす。その数は、1909(明治42)年の84万から1919(大正8)年の182万へと増加する。これに、鉱山・運輸交通の労働者及びそれらの家族を加えると1000万近くに達する。こうして労働者階級が階級として成立し、社会主義思想の流入とともに、労働者の権利にめざめ、労働運動が大きく発展しはじめる。一方、都市人口の増加により米消費量も増加し、米生産高との較

差は、第一次世界大戦を境に大きく著しくなり、自給不足額は600万石にもなる。このような状況のもと、米屋や商社の枚枚的買ひ込み、売りおしめにより、米価は1917年の右当り14円40銭から

同年12月の22円14銭、翌年7月の31円29銭にまで上昇する。さらに、8月の米バリア出兵宣言が起
 1円50銭にかけ、8月の米価は41円68銭と1年前の価格の3倍にまで暴騰する。こうして、8月3日富山
 県中新川郡西水橋町の漁民の女房たち約200名が米屋と産産家を襲って、米の移出禁止と^{かん}廉売を要求
 して警察官と衝突する。いわゆる「越中の女房一揆」である。この動きはまたたく間に全国に広がる。と
 8月10日にいふと
 5 もに、騒動の中心は都市部に移る。8月中旬以降、この動きをうけて鉱山労働者^が「採炭料3割増、構
 内の仕入店の大巾値下げ」の要求をかけた。軍隊が出動。^{これを鎮圧するため、}殺害により死者12名、重傷11名。
 検挙者数は1600名にのぼる。9月中旬に空前の全国民衆運動(米騒動)は収まったが、事件後の検挙者数は
 推定2万5千名以上、起訴2万2千6名。判決は、死刑2名、10年以上の懲役者20名という過酷なもの
 であった。

10 「農民運動も、米騒動や労働運動に大きく影響を受けるが、本格的な社会運動として発展を続け、
 小作組合の数は、1913(大正2)年の17から1999年の84に増加する。1920^{(大正9)年}、戦後恐慌により農
 産物価格が下落する中、農村内の地主と小作農の矛盾が一挙に噴出し、小作争議の件数が一
 挙に増大する(図4)。

「この頃の状況を、1922年に創立された日本農民組合の創立宣言は次のように述べている

5 “国民の大部分は田園に居住し、またその大部分は小作人である。然るに稔年の^{3ヶ年}の陋弊は田園に満
 ち、土地の所有関係の悪風漸く現はれ、田園を遂に資本主義の侵略するところとなり、小作人は
 苦しみ、日雇人は嘆く”

「米騒動・労働運動の高揚に驚いた政府は、従来のように地主層の利害は十分な配慮を払う余地が
 なくなり、朝鮮・台湾などの産米増殖計画を開始する。米自給の重きを、植民地に移し、植民地米の
 大量輸入を考えたのである(図2)。一方、農村における小作争議による村内の階級対立の激化に

対しては、1926年、「思惑穩健、農村中堅」たる自作農戸の創成を目的とする計画を立てるが、25年間で全小作地の4%程度の目標をかかげるに過ぎなかった。

○ 農業試験技術の進展

「この期には、農業技術にかかわって農業試験場技術が、化学分析・生物学的研究方法にもとづき、稲作を中心に、小農生産に適応する技術を提表しようようになる。しかし、病害研究や育種活動以外は、大正期以降普通農法となる塩水選・暗渠排水・馬糞・足踏脱穀機・回転除草機などを、その端緒は農戸の側にあったことを銘記すべきであろう」

○ まとめ

「米の生産高が消費額を大きく下すわりはじめるとともに、米騒動、米価運動の高まり、小作争議の頻発する中で、政府は、米の需給対策についで、植民地米の移入を食糧自給の要と位置づけ、農村内の階級対立の激化に対し、地主階級に危機感しつ、その緩和をはかろうとする。」

3) 1930年～終戦前 — 大恐慌から終戦まで

○ 世界大恐慌の襲来と国家独占資本主義の成立

「1929年10月ニューヨーク証券取引所の株価大暴落をきっかけとしてはじまった恐慌は、世界中に波及し、ほぼ4年間にわたって猛威をふるう。大恐慌による経済的・社会的危機を打開するため、政府は中国東北部への軍事侵略行動をおこし、これを口実として、財政・金融政策などを通じ、国家が経済全体を組織化・統制する国家独占資本主義体制が構築される。」

○ 農村恐慌

「この大恐慌の特徴は、工業部門だけでなく、農業部門をも巻きこんだ点にある。日本では、すでに1920年代後半から農産物価格の下落により農業は不況下にあったが、大恐慌はそれに追

1) 打ちをかける。日本農業の2本の柱である^米米と^米米の価格が大暴落したのである。

「1932年に成立した青森内閣は、農民の不满をなだめるため、南進・治水・林道施設などの諸事業をおこし、困窮農民に現金収入の道をよとる。この救済事業と併行して、農林省は農業村再生運動を展開する。農本主義的・天皇主義的な方向で事態を切り抜けようとしたのである。1936〜37年にいたると、農産物価格が恐慌前にもどり、自作・自小作農の上層部には一定の剰余が残るようになる。この階層を中心に農業生産力の増大傾向があらわれる(図2)。

○強制供出

「1937年の日中戦争の開始後、農政は戦時農政へと転換していく。戦争遂行を最大の政策課題として、すべてに米が優先されていったのである。1939年の朝鮮と西日本での大干魃をき

つかけに、米の需給関係は急速に悪化し、政府は食糧統制の強化に奔走する。都市市民に対しては米穀配給制度、農民に対しては米穀管理規則(1940年10月)や食糧管理法(1942年2月)によって、自家保有米を除き、全量を統制価格で国家に供出しなければならなくなる。同時に、主要食糧等自給強化10ヶ年計画・小作料の低減などにより局面の打開をはかるが、徴収や軍需工場などへの徴用による農村の働き手の減少、高コストに使用していた牛馬の供出、化学肥料不足などが相まって、農業生産力の衰退を防ぐことができなかった。

○まとめ

「この時期は、農村恐慌と米に続く侵略戦争の拡大により、農村生活および農業生産力が大きく低下するとともに、「食米米」「恵ましてやまん」「日本は神国」などの標語にみられるように、きわめて非合理的な精神主義が全土をおおっていた時代であった。

4) 終戦から20世紀末まで — 自給率の極端な低下

○ イニフレーション・食糧難・農地改革

「敗戦直後、国民生活は、深刻な食糧不足とインフレーションに悩まされる。1934~36年の東京物価指数を100にとると、敗戦時336、45年末675、翌年6月には1632にまで上昇する。食糧も絶対的に不足した。食糧配給の過配・欠配が全国的に慢性化し、国民に買い出しと買い出しを余儀なくさせ、栄養不良は一般化し、餓死者もあふれた。

一方、農村では、上級軍の指令のもと、農地改革が進行する。それは、内地平均1町歩、北海道4町歩を超過する地主の小作地を買収の対象とし、国が小作地を強制的に買収した後、小作人に売り渡さるものだった。この2、1950年までに約250万町歩の耕地が売却され、約500万戸の農家に売り渡されたことにより、小作地は10%に激減、半封建的地主制は解体されてきた。

「このような状況のもと、政府は、戦後、農地改革によって成立した自作農体制に依拠して、米麦のみならず畜産を含めた主要食糧の総合的増産と自給率の向上を目指し、農家の租税負担の軽減、米を中心とする農産物価格の引き上げ、土地改良事業などの食糧増産・農業保護政策を推進する。その結果、米を中心に、麦類、豆類、畜産物、果実、蔬菜など、広範な農産物が戦前を上回って生産されるようになる。この期間は大戦後期(1944~1953)ではあったが、日本の農政が総合的食糧増産自給を中心に振るうようになった時期であった。

○ 農業軽減政策の推進

「ところが、農産物の国際需給事情がゆるやかになると、食糧増産・自給政策も後退をはじめ、54年には「食糧増産」は、政府の重要施策の中で影が薄くなつていく。重化学工業を中心に急

急速な発展を遂げつつある独立資本の利益の前に、麦類や雑穀の輸入が強められていくのである。

この流れをさらに強めたのが、1961年の「農業基本法」の制定であった。同法は、高度経済成長を保障するための農産物貿易自由化に対応するものと、農畜物全体の増産を追求するものではなく、農産物を、今後国内で生産拡大を図った方が経済的に効率的なものと、輸入に依存する方が得策なものとに分類し、前者の選択的拡大を狙うとともに、農業構造改善事業による上戸農家の育成を目指したものであった。

その後、この方針に沿って、1963年バタナなど25品目の、1971年牛・豚肉など^の農林水産物17品目の輸入自由化が実施され、日本農業は大きな打撃を受ける。しかし、米については、60年代前半に

11年連続米の不足基調が続くが、67年以降（過剰化）に転じ、いわゆる減反政策が

69年から実行に移される。加えて、1973年、ガット合意により、日本の米需給事情の11か年に

かわらず、外国米輸入が義務づけられるにいたる。このような状況が続く中、我が国の耕地

面積は1960年の607万ヘクタールから2000年の483万ヘクタールに減少するとともに、耕地利

用率は60年の133.9%から2000年の94.5%へと低下する。当初、自給率も2000年にはカロリー・バ

ースで40%、穀物ベースで28%にまで減少する。しかも2000年における自給率の低下は穀類

(28%)、小麦(11%)、大豆(5%)にとどまらず、60年にほぼ100%前後であった米(102%)、野菜

(100%)、牛肉(96%)、豚肉(96%)、鳥肉(100%)の自給率も、2000年には95%、82%、52%

35%、5%に低下している。さらに、日本農業のみならず、国家の危機的状況がもたされて

いるのである。

○ 環境問題の発生

了1960年代初にはじまる高度経済成長は、各地に水俣病などの公害をひきおこし、湖沼や内
 海の汚染がこれに続く。一方、1970年代後半、人工衛星による地表探査や世界各地の現地調
 査の進展により、^{かつ}部分的な自然破壊が相次いで国々で行われていたことが確認される。
 同時に、二酸化炭素濃度の増大にともなう地球の温暖化、フロンガス汚染によるオゾン層の
 破壊、⁵加えて酸性雨など、人間の手が地球全体に及ぼしていることが確認される。地球環境
 の危機が世界的に大きな問題として人々の前に姿をあらわし、現在にいたっている

○ まとめ

この期は、わが国が世界の経済大国におどろ出る一方、農業の衰退、国内の生態系の変
 化が進行した時代であると言える。

III 教科書に反映する政府の政策

「^{日本の}政府は、教科書を、検定制度を通じて、あるいは、それを国定化することによって、[↑]自らの政策をそれらに反映させ、施策の遂行を容易にするよう企図する。ここでは、国語および理科の教科書に、^{どのように}政府の政策が反映したかのかの分析を試みる。

1. 農業・農民政策と国語教科書

「戦前、わが国の修身、歴史、地理、国語の教科書には、天皇を中心とする国家主義的政策が、読んでもわかる形で織り込まれていた。だが、農業・農民の国家での位置づけを示す農業・農民政策についてみると、一見、それほどあきらか形をとってはいない。では、どのような点でメルクマークとして、教科書に反映した農業・農民政策を分析する必要があるのか。幸いにして、

それを推測することが可能な2種類の国定読本がある。^{(1925(大正15)年 一般用(全国共通))}に作製された高等小生読本と、

ついで1928(昭和3)年に出版された農村用高等小生読本である。後で詳しく触れるように、両者で構成する課数のほぼ3分の2は全く同一であるが、残りの3分の1が異なっている。何故、2年後に、わざわざ農村用教科書を出さねばならなかったかは、後程検討するとして、まず、両者の異同性を検討することにより、農業・農民政策に因るメルクマークを見出すことにしよう。

(1) 一般用教科書と農村用教科書

「一般用教科書は、毎四巻からなっている。ここでは、巻一と巻二を例にして検討する。図5は、^{当時の国語教科書の持つ雰囲気を知ってもらう意味で、}巻二の目録の写真である。←巻一と巻二の課構成とその内容の要約を紹介しておく。

高等小生読本(一般用) 巻一

お1課 昭憲皇太后御歌：「急りて塵かざりせば光ある玉も瓦にひとしからまし」などの皇太后の

歌が紹介されている。

お2課 太田道灌：『七重八重 咲はさけどもやまぶさのみの一つだに無きぞ 悲き』というお歌を
知ることになったことを恥じ、その後文庫にむき寄せた道灌。

お3課 ポラ：小生と小犬の交流

お4課 蔭かめ種は生えぬ：生物学的現象の説明

お5課 鹽埕禪師：人を信じて、その人を改心させた禪師

お6課 野火止の用水：松平信綱の^{農業}水利施設の建設とそれを計画した安松金之助の科学的
知識の確かさについて

お7課 洞庭湖：揚子江の水の急激な変化→治水を調節する湖の役割についての解説

お8課 梨糸：^{（信守の）}梨糸の大切さを教える

お9課 山村：（神様のお祭りの楽しさ、稲刈あとの水田での^{（面白さ）}遊びなど、農村の少年・少女の楽しみ

お10課 人を周旋する手紙：仕事などで、人を紹介する手紙

お11課 笑話：走り自慢が盗人を追いかけてかくが、盗人を人どんどん追い越して捕まえるのを充てしう
話

お12課 フェルディナント、マゼラン：世界周航をなした人だが、食料不足・部下の叛乱に苦し
みながら初志を貫徹

お13課 真の知己：死刑を判決された友人が父母に会いたが^{（そのを知り、）}自分の命をかけてそれを
実現させてやる。→イタリアのシチリー島のどきどきと、結果はハッピーエンド。

お14課 西洋紙の製造：西洋紙ができるまでの行程の説明

お15課 海の朝：朝の海のすがすがしさ

お16課 征衣上途：召集令で戦地におもむく人の感激と天皇への熱い思いをうかく。

お17課 頼山陽：楠正茂を崇拜し、忠君の念に厚く、技もあり、努力家でもある頼山陽の紹介

お18課 象狩：印度のセーロン島の土人の象狩法の紹介

お19課 南洋の珍果：マンゴスチーン、ドラゴン果の味のおいしさ(鷗見裕平「南洋遊記」に據る)

お20課 糸引：ヨーロッパから帰途の船上で、外国人と日本人が15人づつ出て糸引きをして、日本人が勝ったときの感激を伝える(新渡戸稲造「帰雁の^{ハチ}籠」に據る)

お21課 広瀬武夫の手紙：姉に近況を伝える。

お22課 漁船帰る：漁船が漁獲物を携えて帰港するときの喜びの風景

お23課 かぶと虫：かぶと虫の採集の様子とかぶと虫を飼う子供にそれを与える(寺田実成「藪柑子集」より)

お24課 スパルタ武士：スパルタ教育の礼賛

お25課 統計：←——主として山林・田・島の面積比、米の内地(5900万石)・朝鮮(1500万石)・台湾(600万石)の生産額など農業にかかわる統計を紹介

お26課 筏・流し：紀伊山脈の向を縫って流れる津川・北山川を下る筏流しの苦勞

お27課 瀧澤馬琴の苦勞：目玉として後毛、←——ハチ伝を嫁みちの助けを借りて^{ハチ}書きあげまでの苦勞

お28話 やまおとし：呑気な可愛い獣、やまおとしの生態

お29話 足柄山：新羅三郎義光が戦場におもむく際、秘曲(筆)^{はち}を時秋に伝えると

ともに、自分も武の爲・家の爲につくすから時秋は世の爲・道の爲につくせとせしむ。

influence Policy for Schoolbooks

23

30課 故郷：故郷の賛歌

「上述の構成からわかるように、この時代の国語教科書は、儒教主義的色彩が濃く、

○ 農業関連課題数の比較

「一般用読本と農村用読本の課構成の差を表3に示す。農村用読本は、一般用読本から、表3の

5 一般用と書かれた欄に記入されている課を除き、かわりに、農村用の欄に示されている課がとり

入れられ入れたものとなっている。およそ、三分の一の課題が入りかわっている。ただし、入れ代った

課題のすべてが農業・農村関連課題ではなく、漁業などにかかわりのある課題も含まれている。

なお、一般用欄に()で書きこまれている課題は、もともと一般用読本に入っていた農業・農村

関連課題である。^(各読本中の)農業・農村関連課題数は、一般用読本巻一では3、巻二では2となってい

る。一方、農村用読本巻一では一般用読本中の3に加えて、新しく、「先づ農を重んぜよ」、

「春秋」、「樞府前後の様子を報ず」、「言出と初歌」、「夏の田園」、「船津伝次平」、「郷土」の

課題が加わって計10、巻二では一般用読本の2に、「村の秋」、「稲刈」、「碧海郡の農業」、

「山里の夕」、「農業倉庫」、「春のし」の6が加わって計8となっている。全課題中で農業・農村関連

課題が占める比率は、一般用読本巻一で10%、巻二で6.7%、農村用読本巻一で33%、巻二30

15 %となっており、農業用読本における農業・農村課題数がきわめて大きくなっている。生活している

自分の住環境に切り銘述があれば、親しみ深くなり、理解もし易いので、この結果は、当然のことと

示しているに過ぎないとも言える。だが、この事実、国語教科書内の農業・農村課題の大小が、

そのときどきの国における農業・農民の位置づけをいかに反映していると見なしてよいこ

とを示しているともみてよいであろう。

○ 課題の質的な差 — 論理的なもの vs 情緒的なもの

「次に、一般用読本と農村用読本中にある農業・農村関連課題の質を校訂してみよう。

質の基準のとり方はいろいろ考えられるが、ここでは思い切って、論理的なものと情緒的なもの

の2つに分類することにした。前者としては、農業の大切さを論理的に主張するもの、農業知識

や技術にかかわるもの、農業についた人々の逸話など、後者に長分けされるものとしては、

5 農村生活の長けなどを強調するもの——永塚節の『土』のように、食糧

の面でリアルに描いたものは皆無で、寧ろ、明記を書いたものがほとんどである。あるいは農村の自然

の美しさを述べたものなどである。

「この分類を行う前に必要と思われる、巻二にすでに含まれていた農業・農村関連課題と、農村用の

巻一、巻二に新しく加えられた課題の内容を簡単に紹介しておく。

10 ◦農業：“農業はあらゆる取業の中で、最も身体を健康にするものである”という言葉を以てしま
り、農業が家庭の和楽をよめることは、趣味に富んだ産業であることを論じている。

◦都会と田舎：都会と田舎のそれぞれの長け・短けを論じ、田舎の青年が都会にあこがれる悪風に
15 対する戒めを警告している。

◦先づ農を重んぜよ：農業は食物・衣類の原料をつくる最も根本的な産業であり、国家は十分に農業を保
護し尊重せねばならぬことを説く一方、農民が都会の流行を追うことを戒め^{いま}ている。

◦麦秋：6月の麦刈り入れと上旬の蚕の上り時の農村生活の忙しさを情緒的に描いている。

◦植附前後の様子を報ず：苗代時の水不足を農会の働きにより排水機を借り使役して乗り切った
ことを知らせる手紙。

◦害虫と其の敵：ずい虫、うんかなどの害虫とその天敵のなるし。

◦夏の田園：夏の水田の一日を情緒豊かに歌いあげている。

○船津伝次平：花農の一人。花主として、農村青年に算術・農学などを教えるとともに、地域の養蚕業の発展につくすとともに、^{招かれて}其の後、駒場の農学校で実習指導を行う。その際、外国人の教師と見解を異にするところがあったが、実験してみると必ず彼の見解の正しさが実証されるといふ。

○卯さ：田園と山を取りまく風景の素晴らしさ、^{山村の境内の神々しさ}美由が祖先の汗と血の犠牲「あること」などに触れ、卯さ後の素晴らしさを許さる。

○村の秋：^{さかひの}稲の黄金の穂波、森の幸、麦薹、そして野合などに触れ、農村の秋と語りあげている。

○稲刈：『日は大空に輝き渡り』にはじまる詩。稲刈の喜びと農民としての決意を示す。

○碧海郡の農業：愛知県碧海郡の農業の歴史を水利の開発に焦点をあてて述べる。明治^{完成した}34年設立された農林学校の果たした大きな役割に触れている。

○山里の夕：山里の村の夕暮の風景を叙情的に述べる。

○農業倉庫：農業倉庫の役割についての説明

○春近し：田園から望む雪山の美しさを書いている。

「さき」にあげた論理的なものと情緒的なものの基準にしたがって、一般用読本の巻一、巻二を分類すると、『雪止めの用水』、『統計』、『^{農業}村舎と田舎』の4つが論理的、『山村』が情緒的と区

けされる。一方、農村用読本巻一、巻二についてみると、『雪止めの用水』、『統計』、『農業』、『春近しと田舎』にのぞいて、『先づ農を重んぜよ』、『植附前後の様子を報ず』、『雪止めの用水』、『船津伝次平』、『碧海郡の農業』、『農業倉庫』の10課が論理的なものに属し、『山村』、『麦薹』、『夏の田園』、『卯さ』、『村の秋』、『稲刈』、『山里の夕』、『春近し』の8言葉が情緒的なものに分類される。両者の比は10対8となる。圧倒的に、農村用読本において情緒的な教材の比率が高い。

農村における
「この理由は、小作農家の貧困とそれによる地主層と小作農家の対立の解決は、論理的に

考ふれば、戦後の農地改革のようも徹底した土地改革、あるいは、少くとも小作料の大幅値下げ以外に道はない。だが、それは、天皇制政府にとって、とてもできることではない。そこで登場するのが、農村の自然の美しさ、家族愛にみちた農村生活、雪釣り・雪遊び・山菜取りなどの数々の楽しさの強調である。即ち愛が祖国愛への発展を期待する。戦後・祖国愛の
 5 前には、小作料の値下げなどの目の利益は、とるに足らないことになるのだと思わせるという訳がある。見方を逆にすれば、農業用読本における農業的教材の比率の高さ、すなわち、その中^の情緒的なものの割合の高さは、戦後大戦後の農業不況と小作争議の頻発を背景においてのこととみてよいであろう。

2) 農業的教材と農業・農村政策 — 明治20 — 終戦

10 ここでは、前節で述べた2つの推論、①国語教科書中農業的教材の占める割合はそのときその政府の農業・農村政策を反映している。②農業的教材中の論理的なものと情緒的なものの比率はそのときその政府の農業・農村施策遂行の難易度の尺度となる。にもとづいて、明治初頭から終戦に至るまでの国語教科書の分析を試みる。

15 対象となる教科書は、①小片読本(明治7年、文部省編集)；②尋常小片読本および高等小片読本(明治22年、文部省編輯局)；③尋常国語読本および高等国語読本(明治33年、金港堂)；④尋常小片読本および高等小片読本(明治36年、第一期国定教科書)；⑤尋常小片読本(明治43年、第二期国定教科書—6年制義務教育はじまり)；⑥尋常小片国語読本(大正1年、第三期国定教科書)；⑦小片国語読本(昭和8年、第四期国定教科書)；⑧初等科国語(昭和16年、第五期国定教科書)である。←対象教科書は、2年〜6年とした。1年分の教科書は、主として、文や単語の学習にあてられているからである。明治43年以前の対象教科書に高等小片読本があげられている

のは、43年の小学校6年制確立後の小学校教科書と対応させる必要から、高等小学1〜2年の教科書を加えたのである（当時の小学校は4年制）。なお、明治7年発行の小学読本は、^{明治}20年以降の教科書と今の課程構成が全く異なっているのを、分析資料には加えなかった。

○ 明治7年の小件訴訟

5 「この書は、検定制度が実施される明治20年頃まで広く使用されていたという。はじめ2の教科書のためか、これ以後の教科書と全く体裁を異にしている。例えば、巻之一、巻之二、巻之三は、いわゆる国語的教材で占められているのに対し、巻之四、巻之五は修身教材にあてられている。」

→ したがって、課数も2も、巻2は12課、巻3は90課から211課とかなり増える。

るように、われわれが日常接する食物・道具・動物や身のまわりの品々について、言葉のよき解
(巻之一では、オ1課 菜、オ2課 綿糸、オ3課 鳥、オ4課 畜、オ5課 魚、……、巻之二では、オ2
説が加えらる) ののである。巻之三では、オ1課 稻、オ2課 糧、オ3課 黍、オ4課 豆、

と1107のような具合である。1例を示しておこう。

中29. 鋤鉞は地を耕し、土を穿つ器にして其用に随ひ其形を異にす柄鉞を稱ふるもの
 あり斜に地掃して土を穿つ^{たが}犁^{かき}の類なり、唐鉞というものあり其政全に鑄にて作る樹根を掘
 起す器なり。

15 「全課題の中で、農業に関連する課題は、20%近くに達する。[その中の人が、しばしば口にする言葉を、
なんの作業もなしにそのまま取り入れた感がある] 農村人口が圧倒的な比重を占めていること
を考えると驚ける数字である。

5 明治47年の小岸読本を除くこれらの教科書において、農業・農村関連課題が全体の課題
の中で占める比率(%)と関連課題の中で論理的なものと情緒的なものの割合を示したのが図
4である。なお、こゝでの検討は、国語教育界の視点からの分析は他書にゆづり、関連課題と農

業・農村政策をめぐっての内部に限ることにする。

○尋常小學校本（明治20年）：模範制度の発足に際し、民間教育会社の手になる教科書の規範となるようなものとして位置づけられ、その後の教科書に大きな影響を及ぼしている。教材の選択について、尋常小學校本の緒言に次のように述べられている。

「戯しノ話ニ雜フルニ、説、考へ物、庶物ノ話、其他養氣ニ資スベキ古人ノ行實ヲ以テシ、
 亦四巻・亦五巻ニ至リテハ、文章モ稍長キ者ヲ載セ、地理・歴史ノ事實ヲ加工、亦六巻・亦七
 巻ニ至リテハ、學術上ノ事項ヨリ、農工商ノ職業ニ關スル事項ヲモ加工ス。」

「この書において、農業・農村関連課題の占める比率は3.4%と、その後の教科書のそれと比べて低い。この書の書かれた明治20年頃には、自由民権運動もほぼ弾圧され、農村内の地主対小作農の階級対立もあきらかになる形を見せていたことに加えて、天皇中心の国家主義的体制の確立を目指し、忠君愛國の精神を国民の中に浸透させることを最大の課題として位置づけていたことによると推定される。事実、高等小學校本の緒言の中で、「歴史ハ本邦古今ノ著名ナル業績ヲ記述シ、以テ兒童ヲシテ、帝室ヲ尊ビ、國家ヲ愛スルノ志氣ヲ涵養セシメルコトセリ」と述べられていることと、尋常小學校本において、「神武天皇」「紀元節」「仁徳天皇」「日本武尊」など、それに沿った教材が随所に散りばめられている。なお、関連課題中に情緒的なものに属するものが全11のは、知識の注入に急がったこと、農村内の階級対立が自に及ぶ形であきらかになっていることなどに起因するものである。」

○国語読本（明治33年）：この書においては、農業・農村関連課題の割合に占める比率は、9.7%と高くなっている。明治22年、米が輸出から輸入に転じ、米の増産が国家的に要請されていたこと、その中で農業技術者が全国各地に派遣され、各地域で農業技術改良の気運が盛

日清戦争後、採用された「地主農政」—河川の改修・耕地整理などの

つづけたことに加えて、反映がある。わが国農業の特質を述べた「日本の農業」、肥料について解説した「肥料」、家畜の飼育方を説明している「家畜」など、農業技術に關しての課題が随所に配置されている。同時に「奥平五平次」「岡田五平次」「老農中村直三」^(の人物伝が)、「徳川家康公」「徳川光國公」など、史上著名な人物の人物伝とともに載せられている。岡田・中村は、ともに老農と呼ば

5 ね、農業技術の改良に大きな役割を果たした人々である。一方、奥平は、徳川期の豪農で、飢饉の際私財を投げ出して99人の命を救った人物である。参考までに、「肥料」の一節を紹介しよう。

肥料にはいろいろあり。人糞又は、しそたつる糞などは、常に多く用いる肥料なるが、其の外
10 油かす、石灰、干鰯の類も皆著き肥料なり。又魚類、獸類などの骨をくだき、石灰にまぜて用ゐる
こゝにあり、之を人糞肥料と云ふ。(巻7 第19課 肥料)

5 情緒的な書かたは課外にもあつてきつてゐる。例えば、高等読本巻二第2課「田舎においては、
都會の家と比べて眺めが良く地価も安し、四季のありおりの花・果実をとりまわする小川をあげた後、次の
言葉で最後を結んでゐる。

余ハ、田舎ノ住居ヲ好メリ。若草萌ユル春ノ野、風ニ波立ツ夏ノ畑、黄金色ナル秋ノ田、雪ノ如キ冬
15 / 梅、鳥ミ進メル鳥ノ聲、宜朴ナル農夫ノ禮儀、誰カ之ヲ愛サザラズ。誰カ農夫ノ如キ幸福ヲ保テ
ル。新鮮ナル空氣ヲ呼吸スルコト、農夫ノ如キアリヤ。清浄ナル水ヲ飲ムコト、農夫ノ如キアリヤ。
樂ニミタツテ、心勞ノケキコト、農夫ノ如キアリヤ。健康長命ニシテ、善ク食スルコト、農夫ノ如キア
リヤ。凡ソ職業ノ中ニテ、安全ニ樂ニキハ、農業ニ勝ルモノナカルベシ。

「小作農などの大変さびしい生活を無視して、よく人をそのが載せしめたものだ」と憤りを覚えるのはわたしだけである。この頃の小作農民の姿を、長塚節は小説『土』でこのように描いて

〇人ど、〇ときどき、〇みまはりまち。〇い、〇ぬすびとの〇は、〇さん〇よーに、〇また、〇かじ〇や〇はやりやまひ
 など〇の〇な〇よーに、〇き〇を〇つけます。それですから、〇どの〇家〇でも、〇あんしんして、〇ぬたり、〇おきたり、
 〇はたさりたり〇ある〇ことが〇できます。〇かういふ〇村〇に、〇ある〇こた3-5〇は〇あはせ〇では〇あり
 〇ません〇か。

5 「33年の読本との違いは、33年の本が農業技術の改良という視座に大きな比重をかけたのに対し、
 二期^{第一期}固定教科書^がは、1898(明治31)年の地租増徴法の成立、小作争執・ストライキの禁止のための治安警備法の公布
 を踏まえて、きびしい目で農村をみつめたことによるものとみてよいのかもしれない。

10 〇尋常小字読本(明治43年 二期固定教科書)：この教科書は、義務教育6年制がはじまって
 初の教科書ではあるが、二期の教科書の編集方針を基本的に踏襲している。加えて、社会の近代化
 にかかわる^{おおよ}教科^の軍事的教科の数は5に増えなっている。日露戦争後のささるる資本の暴走と国庫
 の軍事大国主義化の強まりの反映であろう。したがって、全課程に対する農業・農村関連課題教の
 比率は、固定教科書中最低の4%に減りしている。

15 「ところで、本書では、近代的社会教科が論理的に記述されているのに反し、農業教科にか
 かわるもの叙述が情緒的になっていく傾向はますます強まってきている。郷土愛を強調し、勤労
 意欲を培うことを意図しているのがある。日露戦争後の状況、1907(明治40)年の岡山における、
 そして1908年の新潟における小作争執の発生などを意識したことによるのかもしれない。

〇尋常小字国語読本(大正7年、三期固定教科書)：この書は、新しい見解と独自の立場
 で編集された教科書として見る必要があると言われている。大正期の新しい教育運動の全国
 的展開、加えて、大正デモクラシーの影響を受けて編集されたのである。その結果として、団圓趣
 味の^{他科}教科の生活化が強められる。しかし、それは技術的側面のことであって、基本的な方向は

いささかも変えられていた。農業・農村にかかわるものには、短い随筆風のものが多いが、その大部分は、叙情的なもので、人間や社会を直視し、そこに潜む問題を掘出し、人間感動を引き起こすものではなく、表面的に自然の美しさ、平和な農村生活をとらえ、それを賛美している。言うなれば、郷土愛、自然愛を培い、国家主義的思想形成の一助とし、村内の階級対立を弱めようとの意図が根柢にあるとみてよい。社会主義思想の移入にともなう労働争闘の急増、農村における小作争議発生の兆候などがその背景にあるとみられる。

○ 小学国語読本（昭和8年、初二期国定教科書）：世界恐慌とそれに連動する農業恐慌・農業不況、そして満洲事変の勃発^{ぼつぱつ}を背景に、政治・法律・経済などの近代生活にかかわる教科書が少く^{なるのに反し}、皇室、国家、歴史、軍事にかかわる教科書が増える。同時に、教科書全体にわたって、情緒化の傾向がますます強められる。このあたりの事情が図5からも読みとれる。この教科書は、国語教育上の欠点からみて、格段の進歩—素材の児童化・文洋化・国民化—があるとされているが、それはそれとして、⁽¹⁰⁾ 情緒的・文洋的なものを選ばざるをえなかった、国内における諸矛盾の存在が背景にあることを見落してはならないであろう。例えば、小作争闘件数は、昭和7年以降も増大を続け、昭和10年に最高を示した後、16年に11万3千件、その数は3500件で減少している。

○ 初等科国語（昭和16年、初二期国定教科書）：太平洋戦争を前にして発令された「国民学校令」にもとづくものではあるが、内容は初二期の教科書を基本的に踏襲しており、いわゆる田園趣味的教科書が多いとともに、国家主義的教科書だけでなく、東亞についての教科書も追加されている。

「以上、全体課程の中で農業・農村関連課程が占める比率、および、その中での論理的なものと情緒的なものの割合と農業・農村政策とのかかわりを見てきた。関連課程の比率は~~その国家政策~~
~~の中での農業政策の重要な物差しは~~半封建的地主制が終戦まで命脈を保っていたこと
 に加えて、そのときどきの教科書の技術的編集方針によってもかなりの程度変化するので
 その値から、政府の^諸政策の中での農業政策の軽重を判断するのはかなり難しく、ここがわが
 った。しかし、関連する課の中での論理的なものと情緒的なものの割合は、そのときどきの
 農業・農村政策のゆさぶまりの尺度をかなりの程度反映してとみてよりよいようである。確かに、
 国語教育の親まからすれば、文藝化(情緒化)が、一つの発展方向であることは理解できるが、
 国語
 が国の教科書にみられるその傾向は、本質的には、政府のやむにやまれぬ選択であったとみてよ
 いのであるだろう。

4. おわりに

「この小論は、戦後の理科教科書中の土の記述を歴史的に追ってみたら、政府の政策の
 変化と大きく対応していたこと^{から}に気づいたこと^がはじまった。しかし、戦前のように、天皇制
 国家が^{農村の}地主層を自己の支配基盤の一つとしてきた時代では、いさ簡単にわかることを身にし
 めて感じた。実は、戦前の理科教育を支えてきた昔年の見地の歴史的変遷と戦後のそれと
 があまりにも酷似し、"いつかまたさ"とあることを^{も含めて}書くつもりであったが、準備不足でできな
 かった。今後の課題として、